

議案第9号

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和4年3月16日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する事務について、教育長に専決させる事務の範囲を明確にするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公表の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「訴訟及び」の右に「教育委員会に対する」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程（平成20年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">（教育長に専決させる事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第1条に規定する東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項に関する事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 訴訟及び教育委員会に対する審査請求（審理手続及び裁決を除く。）に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（教育長に専決させる事務）</p> <p>第2条 教育委員会は、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第1条に規定する東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項に関する事務を教育長に専決させるものとする。</p> <p>(1) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員（校長、教頭、総括事務長及び事務長を除く。）の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の候補者の審査及び選定に関すること。</p> <p>(4) 表彰及び儀式に関すること。</p> <p>(5) 行事の主催、共催及び後援に関すること。</p> <p>(6) 東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）及び東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の規定により教育委員会の権限に属せられた事項（審査請求に係る裁決を除く。）に関すること。</p> <p>(7) 訴訟及び_____審査請求（審理手続及び裁決を除く。）に関すること。</p> <p>2 (略)</p>